

倫理規程の意義等に関して

倫理規程は有用か等のご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

岡部茂様から頂いたご意見

これで1997年3月の動燃アスファルト固化施設の火災爆発事故は防げるのか？

聞くとところによると当時、試験的要素を含む作業にかかわらず、責任者を含む所員はゴルフコンペに他出していた。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

倫理規定さえできれば事故が減るとは考えておりません。またゴルフコンペも休暇をとって参加するのであれば倫理的に非難されるものではないと思います。しかし休暇をとるという権利ですら、それが公衆の安全を脅かす結果につながるものなら、その行使は倫理的に問題となる場合も生じ得るのです。倫理的問題が発生する前に適切な判断ができる能力を身に付けるべく、専門家は倫理の問題について考える習慣をつけるべきだと考えます。

匿名希望B様から頂いたご意見1

このような規定ができたとしても、事故はほとんど減らないし（皆無とは言いません）、企業活動の本質は変わらないと思われまます。むしろ、事故を起こした時、当事者への詰問のための根拠、学会のいいわけを作るにすぎない。マスコミや社会の、学会や原子力への不信も変わらないし、また事故が起これば、むしろ増幅すると思われる。事故や経済性追求、糊塗や言い訳は、人間の性と言っても良い、弱さ、本質にかかわるものである（と信じる）からです。倫理規定によって事故が減る、安全性が増すなどと考えることはおこがましい。事故はむしろ必ずあり得る。そのことを正確に社会に伝える必要がある。おそらく、どのようにしたら事故を減らせるかは、技術や組織の合理的ありかた、学問やテクニカルな問題で、提案されたような倫理で改善することは殆どない。どの程度の事故の大きさ、頻度、環境への被害まで受容できるかは、経済学や社会学、またP S A等の進展から解答が出ると思われまます。安全性は技術ばかりか社会学、経済学、人間学、にまたがる壮大な研究対象であり、倫理規定で述べていることは結論に近い。しかし、これを学問の立場からまず疑うものであります。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

倫理規定さえできれば事故が減るとは考えておりません。技術や組織等の問題がより大きいことをご指摘の通りです。ただ、倫理について深く考えなかったために倫理上の問題を引き起こすということもありえます。その意味で技術者は倫理の問題について考える習慣

をつけるべきだと考えます。

匿名希望B様から頂いたご意見2

精神論であっても、とりわけ原子力は危険と裏腹であり、絶えず安心を戒め、注意を喚起することは大事である。倫理規定が職場に貼られれば実効もある。たとえば、それはそうでしょうが、お役所が通達を出すのと大して変わらない。他の各項の多くも、至極当然な内容は多いものの、小生には単なるJCOの過敏な対応、一方的反省＝土下座、内向き、束縛としか感じられません。学会は成熟した会員の、自由な考えや、行動の発露の場である。どのような心構え、言行の規範、戒め、相互監視も無用、むしろ自由な発想を阻害し、原子力技術者や企業をして萎縮、卑下させ、あるいは日陰者にするという考え方もあり得る。JCOを社会的にどのように評価するのか、それは学問的には、我が国はまだ赤ん坊の状況で、全くわかっていないと考えます。チェルノブイリやTMIとどの程度の差があるのか、JCOや動燃での種々の事故は、当事者にも問題は少なからずあるとしても、社会にも許容、寛容を求める位の性質のものと考えます。会員の真剣な研究、相互、あるいは社会との健全、活発かつ真剣な議論が不可欠です。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

会員の真剣な研究、相互、あるいは社会との健全、活発かつ真剣な議論が不可欠なことはまさにその通りです。その一つとして倫理問題があります。学会としては倫理規定委員会を継続設置し、倫理問題の成熟をはかっていくよう努力します。

匿名希望C様から頂いたご意見

この倫理が定められても、犯罪は予防出来ません。JCOも科学技術庁が認可事項の遵守状況を細かく検査、監査していれば違法行為や犠牲者ができることは防げたと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規定制定だけで全ての倫理的問題が解決し、事故がなくなるなどとは考えておりません。法規にのっとった適切な検査制度やその実施等が並行してなされるべきことはいうまでもないことです。

大坪章様から頂いたご意見

日本原子力学会誌 2001年 Vol.43 No.6 の座談会「原子力学会誌はどうあるべきか」、ジャーナリスト3氏に聞くで、中村氏は全体的に立派な意見を述べられていますが、しかしp.15の次の発言は良くないと思います。

「倫理規定」は寝言みたいなことを言っている。現場を知らない偉い先生が言っても倫理にならない。

日本原子力学会誌 2001年 Vol.43 No.4 p.20 には、「倫理規定」行動指針5-2の、安全に係わる情報の公開についての項目が記載されています。私はこの項目は、原子力の研究開発の現場に役立つ項目だと思います。

私は動燃事業団、核燃料サイクル機構に約 30 年間勤務し、その間約 20 年間は高速炉安全性研究に関連する業務に関係してきましたが、その経験に基づいて、安全に関する情報公開に関して意見を述べさせて頂くと次のようになります。

安全に関する情報公開と言っても、その人の立場、即ちいわゆる原子力推進側或いは反対側で、その公開範囲に関して意見が分かれるのは、残念ながら仕方の無いことかも知れません。しかし我が国の原子力推進側は、西欧諸国即ちフランス、英国、米国、ドイツの原子力推進側と同程度の情報公開をしなくてはならないと思います。

では何故、日本の安全に関する情報公開の範囲が西欧諸国と比較して狭くなるかという、日本人(原子力の場合は、特にサイト周辺の住民を代表とする一般国民)の善悪の判断が、情緒によって決まる部分が西欧人の場合より多く、理性によって決まる部分がより狭いという国民性があるので、どうしても推進側の情報公開の範囲が狭くなりがちになるのだと考えます。

このような状況では、上記行動指針 5-2 のような「倫理規定」は、将来の日本にとって役に立つと言えます。

高速炉燃料ピン擦り痕研究(AESJ 1999)の発表に関して、動燃から 11-14 年間発表許可が得られず、非常に苦勞さされた経験について、説明できる資料を持っています。もし「倫理規定」行動指針 5-2 があれば、'84 年春の年会で発表出来たでしょう。

倫理規程は実行不可能等のご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

宮沢龍雄様から頂いたご意見

3 - 5 (現在は 3 - 6) 4 - 2 , 4 - 3、4 - 5、は企業に勤めている会員にはかなりの重荷を要求するものではないでしょうか?各企業の経営方針(当然企業倫理は確立しているはず)に基いた仕組みに、個人能力向上の環境改善、作業環境の改善、などを進言する事にはかなりの能力や経営情報が必要で、一般論として要求する事には無理があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21 回答)

ここで述べていることは組織に所属する会員への努力目標ですが、ご指摘のように会員個人への大きな負担となりうるかも知れません。しかし、企業倫理の確立した組織なら原則的には改善提案は可能なはずであり、また会員は常に「人類の福祉・・・」への貢献という絶対的な尺度を持って改善提案をすべきと考えます。経営情報というよりもむしろ、先に述べた絶対的な尺度を基にした判断が可能なように、常に個人の能力向上を図ることが必要なのではないのでしょうか。本条項はそのようなことを要求していると思います。

古川和男様から頂いたご意見

無数に「 ならない。」があるが、実行不可能・困難なものはないのか、文章製作者から見ても。願望??

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

憲章は基本的方向を示すものであり、「努力する」、「行動する」等の表現となっております。行動指針ではどのように行動するか具体的に示す必要があるわけですが、規範として行動すべきところを示す場合、「・・・ねばならない」、「・・・してはならない」と命令形にならざるを得ないことは御理解いただけるものと思います。

(その後の改訂で「・・・ねばならない」、「・・・してはならない」などの表現は避け、「・・・する」、「・・・に努める」などの表現としている。)

匿名希望D様から頂いたご意見 1

学会員に難題を課する

行動指針には多数の「しなければならない」規定がありますが、学会員にとって自分にできそうもない崇高なあるいは難題の規定は、これを守れなければ、道義的には退会するか、規定を無視して行動するかしなくなるでしょう。こうなるとは何のための規定かを問われることになり、制定する意味が雲散するでしょう。学会員となる時学会の設立の趣旨のみを了解して加入した会員に対して後からできた規定で厳しく律することは、加入という契約の趣旨を変え、義務の規定に対する踏み絵を踏ませる結果になります。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

既に会員であるかたに対しては、倫理規定について十分ご理解いただいた上、総会の場でご承諾いただくという手続きを踏ませていただきます。また倫理規定制定後に新たに会員になっていただくかたには、その際に規定の趣旨を十分ご理解いただくこととします。倫理規定の内容には非常に厳しく解釈をした場合遵守できないというものもあるかもしれませんが、倫理規定そのものは道しるべにすぎず、実際の場面でどう行動すべきかについては倫理規定を頭に置きながら会員が各自で見出していかざるをえないものです。だからといって倫理規定を制定する意味がないとは思いません。少なくとも、会員の専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考えさせる機会を提供することになります。これを機会に会員の倫理的行動とはどういうものか、学会で議論を続けたいと存じます。

匿名希望D様から頂いたご意見 2

困難な問題の強要

「会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させ～」(指針前文)

「原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう不断の努力を積まなければならない」(1-3)(現在は1 - 5)

「安全確保のため常に最大限の努力を払わなければならない」(2-1) 等々

これらはとても普通の人にできることではなく、「不断の」や「最大限の努力」を払うべきとするなら、通常の仕事はうち捨てても取り組みと学会が指示することになってしまい、倫理のレベルを超えます。この様な不可能の強制とも言うべき規定が随所に見られます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

非会員も含めた原子力関係者の倫理の向上については「努めなければならない」と努力することを求めたものです。不可能かもしれない「倫理の向上そのもの」を求めたものではありません。「不断の」や「最大限の努力」という言葉で要求しているのは、「問題を意識した場合には常に」、「可能な限り最大限の努力」を払うことで、不可能だとは思いません。なお、「安全確保のため常に最大限の努力を払う」ことに対しては通常の仕事に優先すると考えます。自らは問題を起こさないというのが安全確保の消極的実現方法なら、自らが生じさせた問題でなくても解決の努力を払うというのが積極的な方法です。法律では通常後者についてまで要請できませんが、倫理規定はそこまで踏み込んで要請しているのです。ただ、具体的な行動はどうあるべきかまでは倫理規定に書くことはできません。その状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動することになります。倫理規定はそのときの道しるべで、可能な解を探すのは会員個々の責任です。具体的事例に則してどのように行動すべきかの議論も行っていくべきだと考えます。字面だけで不可能の強要と決めつけないでいただけると幸いです。

匿名希望D様から頂いたご意見（再度）

不可能を強制 現在提案の倫理憲章の下に来る行動指針にはたくさんの「しなければならない」こと、「してはならない」ことが盛り込まれているが、これらは難しい要求とみなされ、とても普通の学会員にとって出来ないことに思える。例えば、前文にある「自己の行為に誇りと責任を持つ」は、責任は当然としても「誇りを持つ」と誰かが強要することが必要なのか、平凡に責務を果たしているだけの人はいけないのかと疑問を持たれる。「公衆が安心できるよう努め」、「技術・知見の継承に努め」に至っては、どのような方法がよいか分かる人は少ない。各自の解決を求めるとの説明があったが、それなら、なぜ「ねばならない」となるのか。全体に不可能を強制している感が強く、そっぽを向かれかねない。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

「行動指針」というと原子力の分野では安全審査指針などを想起させ、絶対的に守らねばならないものという印象が強いので、これを「行動の手引き」という名称に改めました。また「しなければならない。」との表現を「する。」という決意表明の文に修正いたします。倫理規程案を字句どおりに守ろうとすると、不可能な場合がでてきます。たとえば、一つの条項を守ろうとすると他の条項を守れないという状況もありえます。程度問題ということもあります。どこまでは許され、どこからは許されないのかの判断は、会員自身に任せられます。どのような手段を用いて倫理規程案を守るのかは状況によって異なりますので、これも会員自身で考えていただくしかありません。倫理規程が会員に要求するのは、それを守るように心掛けることです。これは不可能の強制とはなっていないと考えます。

なお倫理規程案で規定しているのは、専門家としての行為です。誇りなどは持たず平凡に責任だけ果たしさえすれば良いという態度は、真の意味で責任ある専門家の態度とはいえません。責任には様々なレベルがあります。悪を行なわない（過失しない）ことが最低限のレベルとすると、悪を防ぐ（過失を防ぐ）のはその上のレベルです。さらに上のレベルが、善を行なうことです。上のレベルの責任を果たすよう努力する原動力は専門家としての誇りではないでしょうか。

どのような手段を用いて倫理規程案を守るかについては、状況ごとに異なると書きましたが、想定されるいろいろな状況に対しどのような手段が考えられるか、今後会員同士で議論し、提示していくことが有用だと考えます。このような事例研究には時間がかかりますので、倫理規程制定委員会に引き続き設置が検討されているフォローアップの委員会で着手したいと思います。

倫理規程は個人の尊厳を侵す等のご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

平岡徹様から頂いたご意見

倫理規定だから、また、決意表明だから、原案のような表現でもよいという意見もあろう。しかし、何か個人の尊厳に立ち入っているような気がしてならない。憲章と行動指針とは違うであろう。やや青臭く大人気ないコメントという気がしないでもないが、一度は議論をお願いしたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

技術者倫理についての意識の高いかたにとっては、行動指針（現在は行動の手引）に細かく盛り込まれた内容は言うまでもないことで、個人の尊厳に立ち入っているとの感想を持たれるのだと思います。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。その点をご理解いただきたいと存じます。

匿名希望B様から頂いたご意見

規定そのものの内容には真摯な検討のあとは見られます。内容そのものに多くの異論を称えるものではありません。しかし、事故が何故起こるかという問題に精神論で対処しようとするに近く、問題の所在箇所の特定や合理的解決の方向性はむしろ見失った内容になっています。また、「会員の心構えと言行の規範を定める倫理規定」などという、謙虚さを欠いたように聞こえる表現自体に、このような規範は人間ならば、また原子力をやるも

のならば当然だろう。さもなければ、、、、である。過去に聞いたことがある、ファシズムに続く、我が国独特の精神風土、言葉や議論が無い、問答無用の泥沼の臭いを感じています。到底、全員が一致して、かくも多くの規定に賛同するわけが無い。少なくとも、小生はどのような規範にも縛られない、縛られるとしても極めてわずかな規範であると考えています。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

極めてわずかな規範を提示することだけで会員が十分に考えるようになるというのならそのようにするのも一つの方法です。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。

匿名希望D様から頂いたご意見

特定の倫理観の強制

各自には個有の倫理観、価値観があり、その多様性を認めることから研究者や専門家は互いに啓発されるはず、というのが学会の暗黙の理念ではないかと思いますが、特定の行動指針のみが是とされるよう制定委員が提案することが妥当でしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

倫理観、価値観は厳密には個人ごと、社会ごとに異なります。しかし私たちの属する様々な社会にはその社会ごとに共通するモラルと常識が存在することも事実です。共通する部分について明文化することは多くのメリットがあります。まず倫理について考える機会を与えます。あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与します。原子力学会は原子力の専門家によりなる組織です。原子力の専門家はどのように振る舞うのが倫理的か、自ら議論することも大切ですし、原子力の専門家以外のかたがたと議論することも大切だと思います。我々は特定の会員の倫理観を他の会員に押し付けるつもりは毛頭ありません。共通する部分の明文化に努力しておりますので、もし賛成できない部分がありましたら具体的にご指摘いただければ幸いです。

河出清様から頂いたご意見

多様な倫理観を認める規定に：

倫理の内容・性格としては、人間が人間らしく生きられるためのものであり、実践に当たっては倫理は自らの信念と責任で行うものであり、他人に自分の倫理観を強制するものではないと断言してはなりません。自分の倫理観を宣言するかどうか本人に任せられているものと考えます。学会が共通的な倫理規定を作るのであれば、知識・技術・経験など安全に関する基本的能力の不足を倫理で補おうとする姿勢を明確に否定し、会員に多様な倫理観を認め、

賛同する人も賛同しない人も会員でありえる規定にして頂きたい。ご提案の規定では「会員は・・・ねばならない。」と書いてあり、認めない者は会員でおれなくなります。規定に賛同しない人を追い出すようなことをしてはなりません。現状のままで倫理規定を制定し、それを本当に守ろうとすれば、賛同する会員と賛同しない会員の間に軋轢を生じ、それを真摯に受け止めれば、どちらかが現原子力学会を退会せざるを得ないこととなります。おそらく会員全員に現倫理規定案の賛否を問えば、否の方が多く、学会を維持して行くには、賛同者が学会を退会したほうが、学会を円滑に維持できるものと思われま

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.6.19 回答)

倫理規程とは各人に備わっているモラルの共通部分を明文化したものです。共通部分と認められないものは倫理規程から外すべきであると考えます。したがって具体的にどの部分を外すべきかをご提案ください。それに対しては委員会で十分検討し、回答を差し上げます。なお、条文中に多様な考え方を列記し、「そのどれかで良い」と書くのでは倫理規程ではなくなってしまいます。

倫理規程を定めるということは、その組織の構成員が持っている共通のモラルを明文化して外部に示すことです。これができない組織は説明責任を果たしているとはいえません。明文化した倫理規程を示すこともできない組織は、技術基準の策定など専門家グループとしての対外的に責任を持たねばならない役割を担うべきではありません。そのような役割を担っていくためにも、一般のかたに対し会員がどのような倫理観で行動しているのかを示さねばならないと考えます。

倫理規程を定めることはまた、会員が自らの倫理観を問い直す契機となります。会員は専門家として行動するとき、倫理観を捨ててはならないことは当然のことです。どのように行動すれば倫理的行動といえるか、判断に迷う場面に全く遭遇しない会員はごく少数のはずです。多くの会員が程度の差こそあれ悩みながら倫理的行動を選んでいるのだと思います。これまで学会の中でこのような議論が行なわれてこなかったことこそが問題だと考えます。事例研究を進め、どのように振舞うべきかについて適切な道しるべを示していき、会員が悩む機会を少しでも減らすためにも、倫理規程は存在価値があるのだと思います。もちろん現段階では十分な道しるべとなっていないことは認めます。しかし倫理規程制定に意味があることだけはご理解いただきたいと存じます。

もし「倫理観など人に示す必要はない」とお考えでしたら、上記のような倫理規程の役割をご理解いただき、お考え直しいただければ幸いです。

数千人もの会員全員のモラルの共通部分の明文化は、厳密な意味では不可能です。それに少しでも近づく手順としては、ほぼ合意できるものから出発して改訂していくことしかありません。委員会としましては合意できるのではないかと考えて提案したわけですが、もし合意できない箇所がありましたら具体的にご指摘いただければ幸いです。

また、「知識・技術・経験など安全に関する基本的能力の不足を倫理で補おう」などという意図はまったくございません。これについては行動の手引き 4 - 1 . に自己能力の把握が

必要と明記しております。

なお、「しなければならない。」という表現は「する。」という決意表明の文に修正することといたします。

殿岡衛様から頂いたご意見

規定を作ることに反対された方がおられたが、きつときまじめな方なんだろうね。このような方にとっては、既に自ら実行されておられ、他人から押しつけられる「倫理規定」には、我慢できなかったのでしょう。しかし、その反対理由として述べられたことには、それ相当の重要なテーマを含んでいるので、学会としては無視できないでしょう。既に学会が運営されていて、本格的に活動をやりたくて入った人だけでなく、同好会・仲良しサークルとして入った人がいる以上、規定の「押しつけ」と捉える人が出てくることは仕方のないこと。でも、どなたかの御発言のとおり、脱皮が必要であることは大勢に理解されているのではないかと思います。この点の分かりやすい合理的説明が必要なのだらうと思いました。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

頂いたご意見に対してはできる限り合理的説明をするよう努力しております。規程案に反対された方にも別途回答しております。委員はそれぞれ別に本務を持っており、委員会活動はボランティア精神で取り組んでおりますので、回答が遅いなど不十分な対応しかできていないと反省しております。しかし説明責任を放棄するつもりはございませんので、どうか温かく見守って下さいますようお願い申し上げます。

倫理規程はむしろ有害等のご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

匿名希望B様から頂いたご意見1

残念なことながら、倫理規定のいくつかは問題を含んでいるか、むしろ有害であると感じております。

即ち、憲章2、安全優先への戒め、経済性優先への戒め、慎重さの要求、技術成熟の過信への戒め、公衆の安心、会員の安心への戒め、3-3（現在は3-4）～4-1、守秘義務の各項等々は無内容、あるいは一見妥当のように見えるが、単に大衆迎合しているに過ぎない。マスコミや政治家、普通の人には聞こえが良いが、学問や学会がとるべき道、指針を示していないと思われます。また、条件付ながら、勤めている情報の一方的公開（2-4（現在は2-6）5-3）は個人の勇気にかかわるものである。このような問は、「果たして死してまで他人を助けることができるのか」という問いに近い。自分の心と向かい合えば、安易にこのような内容に同意するわけにはいきません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

この問題が非常に重たいものであり、また個人の勇気にかかわるものであることをご指摘の通りです。それだけに学会の倫理規定に入れ、日常的に会員に考えていただきたいのです。これまで技術者倫理については大学などで講義がなされてこなかったと思います。また、日常的に倫理の問題を考えている技術者は非常にまれだと思います。しかし巨大技術は公衆の安全を脅かす可能性のあるものであるだけに、問題が生じたときは技術者が個人的に責任を問われることがありうるのです。刑事事件の犯罪人にならないためにも、会員は倫理的にとるべき道は何かを常に自問している必要があります。

なお、倫理規定は「死してまで他人を助けよ」とは言っていません。内部告発が最良の手段だとも言っていません。「まず所属する組織が健全な状態にあるかどうかを自問せよ、問題があるなら解決するよう努めよ、解決できず公衆の安全に危害を及ぼす危険性がある場合は外部に情報を公開せよ」と言っているのです。

ご意見を提出されたかたは大学にいらっしゃるようですが、是非学生に技術者倫理について考えるよう指導していただければ幸いです。

匿名希望B様から頂いたご意見2

すでに我々はエネルギーに極めて多くを依存し、またリスクや環境、経済のぎりぎりの縁に居る。これらの大小、損失と利得を学問の限りをつくして解明し、評価する。安全ばかりか環境もある程度の犠牲を強いられることもある。つまりリスクや環境と経済の問題に真正面に、真摯に対峙し、研究し、説明する、そのような必要がある。その意味から、一般人やマスコミには正しい認識や知識、方法論、議論を提示し、むしろ今は無知がはびこる社会やマスコミとは対決をしなければならぬ状況にさえある。倫理規定にあるような、歯の浮くような無内容は小生にはむしろ、嘘、ごまかしの類いにしか感じられません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

専門家には専門家の責任があるという意味でしたらその通りです。したがって規定では<科学的事実の尊重>、<科学的事実の啓蒙>（現在は<科学的事実の普及>）などを取り上げているのです。もし、科学的事実に反する場合は社会に対して発言するのも会員の使命と考えます。

匿名希望B様から頂いたご意見3

確かに、原子力は社会との対峙が他の学問分野以上に要求され、政治に巻き込まれる宿命と歴史があります。しかし、不幸にして、ことあるごとに、原子力や技術者がさらされてきたのは、真実や学問の成果、技術者の使命感や責任感とは無縁の、むしろ不本意な、政治的解決の連続であったと思われます。規定の精神はわかりますが、内向きであり、方向違いである。学会は愚鈍に真実を追求し、成果を主張し続ける努力をし続けなければならない。学会は、いかにして社会に役立つ学問を誘起し、発掘し、育てるか。政治やマスコミにむしろ耳障りな内容でも正確に発信するか、意見を述べるか、そこに努力を傾注しなければならない。安全性と経済性、どこまで安心、何故過信、わからないことはわからな

いと言わなければならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

社会に対して学会が発言していくことは今後ますます重要になり、かつ一般の人々からも要望されると考えます。社会からの一層の信頼感を得るためにも、会員が技術者倫理について考える機会を与えるのは学会の役割の一つと考えます。

匿名希望D様から頂いたご意見

闘争の奨め

「自らの権限でこれを改善できない場合には、権限を有するものへ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない」(2-4)(現在は2 - 6)同様に(5-2)(6-3)等。実際の職場では難しく、首を覚悟で闘争することを学会が奨めていることになるでしょう。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

この条文は闘争を勧めているものではありません。まずなすべきことは、自らの職場が問題を生じたときに改善を提案できる環境であるかどうか省みて、もしそうでなければ改善する努力を日常的に払うことが大切です。権限を有するものへ働きかけも具体的には誰に対して実施するかは状況ごとに異なるでしょう。闘争という形を選ぶことはかえって問題解決を難しくするので避けられる場合は避けるべきです。外部に働きかける内部告発は最後の手段です。条文をよく読んでいただければ、これが闘争の勧めでないことはご理解いただけるかと存じます。(現在の2 - 6からは情報公開関係の記述は削除している)

倫理規程は本当に必要かとのご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

北村正晴様から頂いたご意見

ご高承のように、倫理規定はプロフェッショナル集団が自律的に定めるものですが、純粋な学術団体には「倫理規定」は不要と聞いております。米国哲学会は倫理綱領を持たず、米国物理学会は1992年に至ってやっと倫理規定を策定したがそこでは研究倫理についてのみ触れているということです。日本原子力学会は、定款に明記された目的や今回の倫理規定からは自分たちをプロフェッショナル集団で単なる学術団体ではないと位置づけているように思われます。しかし学術団体とだけ信じて疑わない(定款など読んだことがない)会員、すなはちノンプロフェッショナル的会員も多々おられましょう。その方々にこの規定を受け入れていただくのでしょうか?それともこの規定は学会員全員ではなく、その内の原子力関連業務を生業としているサブグループを対象にしていると理解すべきでしょうか?

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

学術団体とだけ信じて疑わない会員の方も含め、専門家の倫理について考えていただくのが倫理規定制定の趣旨です。規定の対象はあくまで会員全員です。